

大規模な修繕・模様替えとなる範囲について

平成27年春期部会

主要構造部の構成部材のひとつでも過半の修繕・模様替えを行う場合は、大規模な修繕・模様替えに該当するものとする。

主要構造部の構成部材（※部分を除く）について、代表的事例を以下に示す。

- 【外壁】木造 CASE1 ①間柱+②合板+③仕上材
鉄骨造 CASE2 ①スタッド+②仕上材
- 【屋根】木造 CASE3 ①母屋+②垂木+③野地板+④葺材
CASE4 ①梁+②野地板+③葺材
鉄骨造 CASE5 ①垂木+②野地板+③葺材
折板 CASE6 ①タイトフレーム+②葺材
- 【床】(2F以上) CASE7 ①根太+②合板(床として成立する)+③※仕上材

外壁・屋根に関しては、表面材が防耐火等の性能を担っているため、その部分の修繕・模様替えの有無で判断する。また、内装材との組み合わせによって、壁等の要求性能が満足する場合には、該当内装材の修繕・模様替えも対象とする。

床については、床としての性能（面材）が失われる部分の修繕・模様替えの有無で判断する。